

### 作業環境測定を行うべき作業場

	作業場の種類(労働安全衛生法施行令第21条)	関係法令
1	土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんを著しく発散する屋内作業場	粉じん則第26条
2	暑熱、寒冷又は多湿の屋内作業場	安衛則第607条
3	著しい騒音を発する屋内作業場	安衛則第590、591条
4	坑内の作業場で一定のもの	安衛則第592、612、603条
5	中央管理方式の空気調和設備を設けている建築物の室で事務所の用に供されるもの	事務所則第7条
6	放射線業務を行う作業場	電離則第54、55条
7	特定化学物質(第1類物質及び第2類物質)を製造し、又は取り扱う屋内作業場等及び石綿等を取り扱い、又は試験研究のために製造する屋内作業場	特化則第36、36の5条 石綿則第36条
8	一定の鉛作業を行う屋内作業場	鉛則第52条
9	酸素欠乏危険作業場所において作業を行う場合の当該作業場	酸欠則第3条
10	有機溶剤(第1種有機溶剤等及び第2種有機溶剤)を製造し、又は取り扱う屋内作業場	有機則第28条

各作業場ごとの測定項目、測定回数、記録の保存年数については関係法令にて規定されています。

作業環境測定士による測定が義務づけられている指定作業場

表の1、6のうち放射性物質取扱室、7、8、10の作業場